

滑川市創業支援事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、創業機運を醸成し、市内での創業を促すため、滑川市創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）及び滑川市創業支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 新たな事業の開始であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業の届出」という。）により、市内で新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する内国普通法人等の設立の届出（以下「法人設立の届出」という。）により、市内で新たに事業を開始する場合

ウ 市外で既に事業を営んでいる事業者が開業の届出又は法人設立の届出により、市内で新たに事業を開始する場合

エ 市内で既に事業を営んでいた事業者がやむを得ない事情で閉業し、その後再度事業を開始する場合。ただし、市補助金（この要綱に基づく補助金を含む。）の交付を受けずに創業した事業者のうち、別表第1に定める飲食店に限る。

オ 滑川市チャレンジショップ事業補助金交付要綱（令和6年滑川市告示第32号）で定める認定を受けたチャレンジショップの利用者が、開業の届出又は法人設立の届出により、市内で新たに事業を開始する場合

(2) 創業日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日

(3) 空き家 現に利用されていない建物をいう。

(補助金及び奨励金の交付)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、補助金及び奨励金を交付するものとする。

2 補助金及び奨励金の交付は、同一創業者につき、いずれか1回限りとする。

(補助金及び奨励金の対象者)

第4条 補助金及び奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、別表第1の区分に応じた要件を満たす者とする。

(対象経費、対象期間及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、対象期間及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 別表第3の加算要件に該当するときは、前項に定める補助金の額に、同表に掲げる加算額を加えた合計額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金（別表第2の対象経費のうち、賃貸料が対象経費の場合に係る補助金（以下「賃貸料補助金」という。）を除く。次条から第11条第1項までにおいて同じ。）の交付を受けようとする対象者は、滑川市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 特定創業支援等事業による指導を受けたことを証する書類又は事業を営んでいることが確認できる書類

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 改装計画図

(4) 対象経費に係る見積書の写し

(5) 市税の納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に関し附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象事業に要する経費の配分又は対象事業の内容を変更する場合は、補助金変更交付の決定を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること

(3) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指導を受けること。

(4) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度以後5年間保管しておくこと。

(5) 対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、対象事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(補助金の軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の額の増額を伴う対象経費の額の変更

(2) 対象経費の20パーセント以上の変更（前号に掲げる変更を除く。）

（補助金の変更申請）

第9条 補助金の申請者が補助金の交付決定を受けた後に事業の内容を変更するときは、滑川市創業支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前2条及び規則第4条から第7条までの規定は、前項の規定による申請があった場合における手続について準用する。

（補助金の中止又は廃止申請）

第10条 第7条第2号に規定する承認を得ようとする者は、滑川市創業支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）をもって市長に申請しなければならない。

（補助金の実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、滑川市創業支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第6号）

(2) 建物の改装費及び広告宣伝費の支払を証する書類の写し

(3) 土地及び建物に係る取得費の支払を証する書類の写し（取得費が対象経費の場合に限る。）

(4) 改装前後の事業所の写真

(5) 開業届出書の控えの写し、法人設立届出書の控えの写し又はこれに類するもの

(6) 住民票（別表第3に定める移住加算又は若者加算の対象の場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 賃貸料補助金の交付を受けようとする者は、別表第2に定める対象期間の賃貸料の支払が完了した日の属する年度に、滑川市創業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第6号）

(2) 土地及び建物に係る賃貸料の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第12条 規則第13条第1項の規定による滑川市創業支援事業補助金の額の確定を受けた者は、滑川市創業支援事業補助金請求書（様式第8号）をもって市

長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに同項に規定する者に対し、当該補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず滑川市創業支援事業補助金の交付の決定（第9条第2項の規定において準用する規則第4条に規定する補助金等の交付の決定を含む。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の額の全部又は一部を概算払により支払うことができる。
- 4 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、滑川市創業支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）をもって市長に請求するものとする。

（奨励金の額）

第13条 奨励金の額は、10万円とする。

（奨励金の交付申請）

第14条 奨励金の交付を受けようとする者は、滑川市創業支援事業奨励金交付申請書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 特定創業支援等事業による指導を受けたことを証する書類又は事業を営んでいることが確認できる書類
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の実績報告）

第15条 奨励金の交付の決定を受けた者は、滑川市創業支援事業奨励金実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開業届出書の控えの写し、法人設立届出書の控えの写し又はこれに類するもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の請求）

第16条 規則第13条第1項の規定による奨励金の額の確定を受けた者は、滑川市創業支援事業奨励金請求書（様式第12号）をもって市長に請求するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金及び奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 6 年告示第 45 号）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 滑川市市街地空き地空き家活用支援事業補助金交付要綱（平成 20 年滑川市告示第 22 号）は、廃止する。

附 則（令和 7 年告示第 47 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の滑川市創業支援事業補助金等交付要綱第 11 条第 1 項第 5 号及び第 15 条第 1 項第 1 号の規定は公布の日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の滑川市創業支援事業補助金等交付要綱別表第 3 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の補助金等の交付の申請に係るものから適用する。ただし、同日前に相談を受けていた者については、令和 8 年 3 月 31 日までに限り、改正前の滑川市創業支援事業補助金等交付要綱の規定を適用できるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	対象者
補助金	1 次の各号のいずれにも該当する者 (1) 「滑川市創業支援等事業計画」等に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明を受けるに該当する者。ただし、既に事業を営んでいる者については、この限りでない。 (2) 日本標準産業分類に基づく業種のうち、次に掲げる業種を創業する者 ア 大分類 I 卸売業、小売業のうち中分類 56 に定める各種商品小売業から中分類 60 に定めるその他の小売業までに定める小売業 イ 大分類 M 宿泊業、飲食サービス業のうち中分類 76 に定める飲食店（小分類 766 を除く）及び中分類 77 に定める持ち帰り・配達飲食サービス業（小分類 770 及び 772 を除く） ウ 大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類 78 に定める洗濯・理容・美容・浴場業 エ その他市長が認める業種

	(3) 別図で定める区域内で創業する者 (4) 市税を滞納していない者 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、対象者としな (1) 滑川市暴力団排除条例（平成 24 年滑川市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 (2) 他の者が行っていた事業を継承して事業を営む者 (3) その他市長が適切でないと認める者
奨励金	1 次の各号のいずれにも該当する者 (1) 「滑川市創業支援等事業計画」等に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 7 条第 1 項の規定による証明を受けるに該当する者。ただし、既に事業を営んでいる者については、この限りでない。 (2) 市税を滞納していない者 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、対象者としな (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する事業を営む者 (2) 滑川市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 (3) 他の者が行っていた事業を継承して事業を営む者 (4) その他市長が適切でないと認める者

別表第 2（第 5 条、第 11 条関係）

対象経費の区分	対象期間	補助金の額
(1) 土地、建物の取得費、改装費、広告宣伝費	当該整備に際し、1 回限り	対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じた額以内とし、100 万円を限度額（賃貸料にあっては月額 3 万円を上限とし、当該限度額に含む。）とする。
(2) 土地、建物の賃貸料	創業日から 12 か月間	

別表第 3（第 5 条関係）

加算区分	加算要件	加算額	加算限度額
空き家取得加算	市内の空き家を取得して創業する場合	20万円	50万円又は、別表第2対象経費の区分(1)の対象経費の合計額に2分の1を乗じた額から同表の補助金の額を除いた額のいずれか低い額
重点地域加算	滑川都市計画用途地域における商業地域又は近隣商業地域で創業する場合	20万円	
移住加算	市内に転入する者又は申請時に市内転入後1年未満の者が創業する場合。ただし、この要綱に基づく補助金以外の市補助金を受けていない場合に限る。	10万円	
若者加算	申請時に30歳未満の者が創業する場合	10万円	
飲食店加算	別表第1に定める飲食店を創業する場合	10万円	
愛市購買加算	市内業者を活用して改装を行い創業する場合	5万円	
滑川市SDGs加算	創業年度内にSDGs宣言をする場合	5万円	

別図（第 4 条、別表第 1 関係）

